

人事院公示第 1 2 号

人事院総裁は、個人情報保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号）第 2 6 条第 3 項第 2 号の規定に基づき、個人情報保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 8 9 条第 1 項に規定する手数料の納付を現金とすることができる事務所の指定に関し、次のとおり決定した。

令和 4 年 3 月 3 0 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 個人情報保護に関する法律第 8 9 条第 1 項に規定する手数料の納付を現金とすることができる事務所を次のとおり指定する。

人事院（東京都千代田区霞が関 1 の 2 の 3 ）

公務員研修所（埼玉県入間市宮寺 3 1 3 1 ）

人事院北海道事務局（北海道札幌市中央区大通西 1 2 ）

人事院東北事務局（宮城県仙台市青葉区本町 3 の 2 の 2 3 ）

人事院関東事務局（埼玉県さいたま市中央区新都心 1 の 1 ）

人事院中部事務局（愛知県名古屋市中区三の丸 2 の 5 の 1 ）

人事院近畿事務局（大阪府大阪市福島区福島 1 の 1 の 6 0 ）

人事院中国事務局（広島県広島市中区上八丁堀 6 の 3 0 ）

人事院四国事務局（香川県高松市サンポート 3 の 3 3 ）

人事院九州事務局（福岡県福岡市博多区博多駅東 2 の 1 1 の 1 ）

人事院沖縄事務所（沖縄県那覇市樋川 1 の 1 5 の 1 5 ）

- 2 この決定は、令和 4 年 4 月 1 日から効力を発生する。